令和８年度第１回入札監視委員会議事概要

<table>
<tr><td>開催日時及び場所</td><td colspan="3">令和８年９月１５日：海上保安庁会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委　　員</td><td>委員長</td><td colspan="2">郷田　桃代　　：東京理科大学工学部教授</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td colspan="2">堀江　正之　　：日本大学商学部特任教授</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td colspan="2">尾花　眞理子　：弁護士</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜抽出案件＞</td><td colspan="2">＜備考＞</td></tr>
<tr><td>○工事</td><td>３件</td><td colspan="2" rowspan="7">委員会開催にあたり
委員長に　郷田　桃代　委員　を選任した。</td></tr>
<tr><td>一般競争
公募型及び工事希望型指名競争
指名競争
随意契約</td><td>３件
――
――
――</td></tr>
<tr><td>○建設コンサルタント業務等</td><td>０件</td></tr>
<tr><td>○物品又は役務等</td><td>２件</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>５件</td></tr>
<tr><td>議事概要</td><td colspan="2">意見・質問</td><td>回　　答</td></tr>
<tr><td>委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等</td><td colspan="2">別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

別紙

委　　員	海　上　保　安　庁
（各委員） 質疑応答なし	（事務局より令和７年１０月から令和８年３月の間の契約全体の概要について説明）
【抽出事案審議（1)】 ＜工事：一般競争契約＞ 「直島北西方灯浮標ほか 10 基交換工事ほか１件」（六管区）	
実際の積算においては労務単価に乗じる作業時間の設定が大きな要素になると思われる。特に海上工事は気象や海象の影響を受けやすく、現場条件による変動も大きいと思われるが、作業時間の妥当性についてどのように確認したのか。	六管区では約 300 基の灯標を管理しており、年間 60～70 基程度の交換工事を継続的に実施している。交換作業は既設標識の引揚げから整備済み標体の再設置まで一定の工程で実施されており、長年の施工実績から必要工数は概ね把握できており、今回も過去の施工実績に基づいて積算している。
本件は一度不調となっている。交換時期が遅れることによる安全上の問題はなかったのか。	今回は 3～4 か月程度の遅れであったため安全上の支障はないと判断している。
効率化の観点から発注の集約を検討するのがよいと思われる。交換対象は事前に把握できるため、より計画的にまとめて発注することはできないか。	予備標体の保有数に限界があるため、全てを同時に交換することは難しい。ただし、可能な範囲で対象をまとめて発注し競争性向上に努めている。
【抽出事案審議（2)】 ＜工事：一般競争契約＞ 「屋久島灯台敷地災害復旧工事」（十管区）	
3 者参加しているが、落札者と他者との価格差が非常に大きい。落札者がここまで低価格で施工できる理由は何か。	落札者は、鉄筋挿入工を自者施工とし、一部工種を協力会社へ発注する体制を整備していた。また、労務単価も比較すると低い傾向にあり、その点も価格差に影響して

	いると考えている。
価格低減は理解できるが、半額近い水準で施工することに無理は生じていないか。結果として業者に過度な負担をかけることになっていないか懸念する。	低入札価格調査を実施し、資材調達、人員配置及び施工体制など十分な確認を行い、履行可能と判断した。なお、施工中に監査等を実施し、品質面にも問題は確認されていない。
灯台周辺では今回のような法面崩壊について事前の兆候把握はできないのか。	降雨による地盤内部の劣化や浸透水の影響までは把握が困難であり、今回も長雨、豪雨が主因であったと考えている。
【抽出事案審議（3)】 ＜物品買入：一般競争契約＞ ①「(本部）カラーＡ３複合機８台買入」(二管区) ②「複合機５台買入」(三管区)	
本件の①落札率は約 49%であり、第三管区案件②は約 98%と大きく異なる。同じ複合機調達であるが、なぜこれほど差が生じているのか。	①については、一般的な事務所への納入であり、特価で入札した旨、聞き取りした。②については、納入場所が狭隘な船内であること、船内での設置作業にも苦慮するとのことで、これらが要因の一つと思料される。なお①②の落札者は別業者である。
カウンター保守契約が将来的な収益源となるのであれば、本体価格を意図的に下げることも可能ではないか。	保守の契約相手は今回の落札者ではなく別途、競争入札を実施し別業者となっており、本体を安くし保守で回収とはなっていない。
予定価格はどのように設定したのか。	各者から参考見積を取得し、そのうち最も妥当な価格を採用した。
【抽出事案審議（4)】 ＜工事：一般競争契約＞	

「測量艇１隻製造」（本庁） 応札者が１者のみであり、落札率も 98%を超えている。予算要求段階から実質的に落札者を想定していたのではないか。	予算要求時には市場価格を把握するため、複数者に参考見積を依頼し、入札段階では他の FRP 船製造事業者にも参加を呼びかけたが、結果１者となったもの。
技術審査合格業者が１者しか存在しない点について詳しく説明されたい。	技術審査では設計能力、施工実績、品質管理体制等を確認している。測量艇については現時点で落札者のみが合格している。
審査制度そのものが新規参入を妨げていることはないか。	技術審査は申請により随時受審可能であり、新規参入の妨げとはなっていない。
測量艇は今後も継続的に需要があるのか。	需要規模は小さいものの、今後も需要はあるものと考えられる。
【抽出事案審議（5)】 ＜役務：随意契約＞ 「ナブテックス制御ソフトウェア１式ほか４点買入及び検証作業等」（本庁）	
随意契約であるが、なぜ競争入札ができないのか。	前年度に開発した制御ソフトウェアの検証作業であり、他者へ変更した場合、保守及び運用に支障が生じる可能性がある。
前年度の開発の段階では競争性確保をどのように図ったのか。	仕様書案を作成した段階で官報公示のうえ意見招請を実施し、対応可能な業者を確認している。
結果として契約者に依存する構造になっているように見えるが、その点はどう考えているか。	ソフトウェア部分については一定の継続性が必要である。一方で送信機ごと換装する場合等、競争が可能な部分については、別途、競争調達をしている。
なぜ開発・検証・運用を一括契約にしないのか。	NAVTEX は GMDSS の中核システムであり停止が許されない。国際規格及び電波法への適合確認も必要であるため、開発、検証、運用を段階的に進めている。

別紙

審議の結果
今回抽出された 5 案件については、いずれも入札及び契約手続は適正に実施されているものと判断する。その上で、今後の契約事務及び競争性確保の観点から、以下のとおり意見を述べる。 １件目については、落札率が 100%となっていることから、その理由について確認を行った。海上保安庁からは、本工事が毎年度継続的に実施される定型的な工事であり、第六管区において年間 60～70 基程度の灯標交換工事を実施していることから、施工方法や必要工数が十分に把握されている旨の説明があった。また、作業内容や工程が比較的想定しやすいことから、今回の落札率となったことについても理解できるものであった。一方で、結果として 1 者応札となっていることから、今後も市場動向を把握しながら応札可能業者の発掘に努めるとともに、当庁から説明のあったとおり、交換対象を可能な限り取りまとめた効率的な発注について引き続き検討いただきたい。 ２件目については、落札率が 58%と低い案件であり、その合理性を中心に確認を行った。委員会としては、参加資格等級を拡大したことにより県外事業者の参入が実現し、その結果として競争性が確保され、契約金額の縮減にもつながった点は評価できるものと考える。一方で、低入札案件は品質確保や履行体制の維持が重要である。海上保安庁からは低入札価格調査及び施工監督を適切に実施しているとの説明があったが、今後も施工品質、履行状況及び事業者の施工体制について継続的な確認を行い、適正な契約履行の確保に努めていただきたい。 ３件目については、落札率が 49%と極めて低い水準であったことから、その要因について確認を行った。説明によれば、入札直前に特価販売が実施されたことが主な要因であり、入札自体には特段問題は認められなかった。また、審議の過程では、複合機本体の調達と保守契約との関係、更にはライフサイクルコストの考え方についても議論を行った。現時点で問題があるというものではないが、複合機調達を取り巻く環境は変化しており、購入方式、リース方式、保守契約を含めた契約形態についても様々な選択肢が存在する。今後、契約手法や調達方法について更なる効率化や経済性向上の余地がないか、継続的に検討していただきたい。 ４件目については、応札が 1 者のみであり、また落札率も高いことから、競争性確保の観点を中心に審議を行った。海上保安庁からは、技術審査制度の内容や測量艇市場の特殊性について説明があり、応札可能業者が限定される事情については理解できた。一方で、競争性向上は継続的な課題である。市場動向を把握しながら技術審査への新規参入事業者の開拓を進め、応札可能業者の裾野を広げる取組を今後も継続していただきたい。 ５件目については、随意契約であることから、契約相手方の妥当性及び価格の合理性について確認を行った。前年度開発した制御ソフトウェアとの継続性や、システムの重

要性を踏まえれば、今回随意契約とした理由については十分理解できるものであった。一方で、随意契約については競争性が限定されるため、契約金額の妥当性や予定価格算定の透明性が特に重要となる。今後においても予定価格算定の考え方や価格妥当性について、可能な限り客観的な根拠を整理し、説明責任を果たせるよう取り組んでいただきたい。

以上、各案件について意見を申し上げたが、これはいずれも今回の契約手続に問題があるという趣旨ではない。むしろ、今後さらに競争性、公平性及び説明責任を高めていく観点からの意見である。今後も引き続き適正な契約事務の執行及び競争性の確保に努められることを期待する。